

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書(記載例)

20XXの翌年年 1月XX日提出
 (*提出期限:4月末)

都道府県知事 村井嘉浩 殿 和牛の精液・受精卵の報告様式です。両方の取扱いがある場合はそれぞれ作成してください。

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、20XX年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：049999
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：●●●家畜人工授精所 仙台市青葉区●●●
- 3 家畜人工授精所の業務の別：5 *保存業務の場合のみの例
- 4 報告対象物：1(精液) *番号の他に「精液」・「受精卵」を併記してください
- 5 前年12月31日時点の保存数量：240 *年末に限らず、一年に一度棚卸しすれば、差し引き数量で記載可能です
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	20XX年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量													
譲受数量	20	10	20	20	25	20	30	30	25	20	30	30	280
譲渡数量	10	25	20	10	10	20	20	10	15	15	20	25	200
利用数量	15	15	10	15	5	10	10	5	10	10	10	10	125
廃棄又は 亡失した数量							1						
月末時点の 保存数量	235	205	195	190	200	190	189	205	205	200	200	195*	
備考								亡失した精液の発見 +1					

※12月末の在庫数量は棚卸により必ず確認しておいてください

(日本産業規格A4)

集計区分は、裏面の記載要領をご確認願います。

- ・他者の飼養する雌牛に、授精師が所有する精液を注入した場合は、「譲渡」に該当します。
- ・技術供与(他者の所有する雌牛に、他者の所有する精液等を注入・移植)は、集計の対象外です。

記載要領

報告義務者：家畜人工授精所開設者

報告内容：特定家畜人工授精用精液等の譲受・譲渡等の月次数量

※特定家畜人工授精用精液等：和牛及び和牛間交雑種の精液・受精卵

(1) 日付・宛名

- ・年は西暦で記載してください（提出年月日と本文）
- ・知事名を忘れずに記載してください。

(2) 項目1～5

1 家畜人工授精所の管理番号

授精所許可証に記載されている04から始まる6桁の番号を記載してください。

2 家畜人工授精所の名称及び所在地

授精所許可証に記載されている授精所の名称と所在地を記載してください。

3 家畜人工授精所の業務の別

授精所許可証に記載されている業務の別を記載してください。
精液・受精卵を生産していない授精所は「5」のみ該当します。
複数の業務に該当する場合は、カンマで区切って列記してください。

4 報告対象物

精液は「1」、受精卵は「2」を記載してください。
両方の取り扱いがある場合は、報告様式はそれぞれ作成してください。

5 前年12月31日時点の保存数量

前年末の保存数量を記載してください。
報告対象年次の途中で授精所を開設した場合は、記載不要です。開設した月の前の月の「月末時点の保存数量」から記載してください。

(精液・受精卵共通)

(3) 6 家畜人工授精所の運営の状況（月次集計表）

集計区分は下記の表を参考にし、取り扱った数量を集計してください。

生産数量	・精液等の生産数量（精液・受精卵の生産者が該当）
譲受数量	・購入した数量（無償も含む） ・管理の委託を受けた数量
譲渡数量	・ストローの状態で販売・譲渡した数量（無償も含む） ・他者の飼養する雌牛に授精師（移植者）の所有するストローで人工授精・移植を行った数量 ・管理の委託を受けていたストローの払い出し数量
利用数量	・自家利用した場合 自己の飼養する雌牛に人工授精・移植を行った数量 検査のために使用した数量 等
廃棄又は亡失した数量	・廃棄又は亡失した数量
月末時点の保存数量	・発見数量も含めた月末時点の保存数量
備考	・亡失したストローを発見した場合などの数量 (記載例：亡失した精液の発見 + 2)
重要！ (留意事項)	・他者の飼養する雌牛に、他者の所有する精液等で人工授精・移植を行う場合は、技術供与のみに該当し、本様式の集計の対象外となります。 (授精師の精液等の在庫数量に影響がないため、利用や譲渡で計上してしまうと期末在庫が合わなくなります)

(4) その他留意点

- ・報告年次の12月31日時点の在庫数量の確認を実施してください。